

令和2年8月28日
在デンマーク日本国大使館

デンマークに対する査証制限措置等の継続
日本人の配偶者等の再入国許可保持者は来月から日本入国に「確認書」が必要
デンマーク外務省の渡航勧告の改訂
(新型コロナウイルス感染症関連情報)

1 デンマークに対する査証制限措置等の継続

8月28日、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。デンマークに関しては、8月末までとされていた以下の査証制限等の措置を当分の間延長することとなりました。(日本国籍者は対象外)

- ・ 査証免除措置の一時停止
- ・ 本年3月20日までに発給された査証の効力停止

また、日本外務省の感染症危険情報において、デンマークは引き続き、「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」のままとなります。

詳細は外務省ホームページでご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C069.html

2 9月1日から日本人の配偶者等の資格での再入国には「確認書」等が必要
「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格保持者(及びこれらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子)に加え、緊急・人道上の配慮等の「特段の事情」が認められた再入国者については、9月1日以降に再入国する場合、「確認書」の取得、及び出国する前72時間以内に新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた上で、医療機関からの陰性の証明(「出国前検査証明」)を取得する必要がありますので、ご注意ください。

(日本外務省のホームページ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

3 デンマーク外務省の渡航勧告の改訂

8月27日、デンマーク外務省はEU、シェンゲン協定加盟国及び英国を対象とする渡航勧告を改訂したところ、概要以下のとおりです。

なお、日本は引き続き「開放国」のままとなり、日本からのデンマーク入国に関して制限は設けられていません。

(

(1) すべての不要な渡航の中止を勧告する国 (EU、シェンゲン加盟国及び英国のうち)

アンドラ、ベルギー、ルクセンブルク、マルタ、ルーマニア、スペイン、モナコ、フランス、クロアチア

8月29日以降、上記の国からの入国には、承認に値する入国目的が必要となりますのでご注意ください。

(2) デンマークからの渡航に対する他国の検疫規則を理由としてすべての渡航の中止を勧告する国 (EU、シェンゲン加盟国及び英国のうち)

アイルランド、ラトビア、エストニア、リトアニア、アイスランド、フィンランド、スロベニア

(デンマーク外務省プレスリリース・英語)

<https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=7356B56B-AC9D-4904-9B4A-06B104262FF7>

(デンマーク国家警察ホームページ・英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark/travelling-in-or-out-of-denmark/is-my-country-open-or-banned>

4 感染者数

8月28日(金) 14時発表のデンマークの感染者数は以下のとおりです。

(デンマーク保健省発表・デンマーク語)

<https://www.sst.dk/da/corona/tal-og-overvaagning>

感染者数 合計 17,125名(前日比+73名)

死亡者数 合計 624名(前日比+0)

治癒者数 合計 15,252名(前日比+117名)

デンマーク 16,700名(前日比+73)(死亡者624名,入院者21人,治癒者数14,877名)

フェロー諸島 411名(前日比+0)(死亡者0名,治癒者数361名)

グリーンランド 14名(前日比+0)(死亡者0名,治癒者数14名)

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト:デンマーク語)

<https://politi.dk/coronavirus-i-danmark/rejser/rejser-ind-i-danmark>

(同:英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark/travelling-in-or-out-of-denmark>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を2名(家族連れなどで2名を超える場合は1グループごと)と制限しております。係員が順番に案内いたしますので、ご協力よろしくお願い致します。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国(一時帰国を除く)された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班
ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電話：3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届(3か月以上滞在される方)／「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。